生徒会会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は大府北中学校生徒会と称す る。

第2章 目 的

第2条 本会は自律的精神に基づく活動を通じ、学校ならびに地域社会と協力して、会員の資質を向上し、あわせてその福祉を増進するとともに、生徒がすすんで学校行事に参加するよう努力することをもって目的とする。

第3章 会員

第3条 本会会員は大府北中学校生徒とする。

第4章 役 員

- 第4条 本会の役員は会長1名,役員6名と する。
- 第5条 役員は全会員の参加し得る直接秘密 投票により決定する。
- 第6条 役員の任期は前期(4月~9月),後期(10月~3月)とする。選挙は役員の任期が終る日の前,30日以内に行う。

- 第7条 役員は執行部となり,議案の作成, 生徒議会運営,その他重要な自治活動の企 画をする。この場合執行部が必要と認めた ときには,関係する委員長の出席を求める ことができる。
- 第8条 会長は生徒会を代表し,執行部の長 として予算案及びその他の議案を生徒議会 に提出するとともに生徒議会で決定した事 項の実施にあたる。
- 第9条 会長がその資格を失ったときは役員 が会長となる。
- 第10条 役員は生徒議会の議事録を作成し, 生徒会活動の各種の記録をとり,その保管 にあたる。
- 第11条 役員は本会の会計経理をつかさどる とともに予算の編成ならびに会計報告をす る。
- 第12条 全会員の3分の2以上の要求がある 場合は3週間以内に役員の改選をしなけれ ばならない

第5章 総 会

第13条 総会は原則として毎期1回定例総会を開く。更に会員の3分の1以上の要求が

あるときは、会長は臨時総会を召集しなければならない。

- 第14条 総会は次のことがらについて行う。
 - (1) 会員の制定及び改正
 - (2) 会の活動計画,会務の報告
 - (3) 予算,決算の承認
 - (4) その他本会の目的達成に必要なこと 第6章 生徒議会
- 第15条 生徒議会は本会の目的を達成するに 必要な規則を決定することができる。
- 第16条 生徒議会は各委員会より選出された 委員長と執行部,代表委員でこれを組織す る。
- 第17条 生徒議会は月1回の開催を基本とす る。
- 第18条 執行部は臨時生徒議会の召集を決定 することができる。全委員長の4分の1以 上の要求があれば執行部は直ちに臨時生徒 議会を召集しなければならない。
- 第19条 生徒議会は全委員長の3分の1以上 の出席がなければ開催することができない。 議事はこの会則で定める場合を除いて出席 した委員長の過半数でこれを決し,可否同

数のときは生徒会会長の決するところによる。

第7章 財 政

- 第20条 本会の運営に必要な経費は総会の承認を得て全会員よりこれを徴収する。
- 第21条 本会の財政を処理する権限は生徒議会の決定に基づいてこれを行使しなければならない。
- 第22条 執行部は毎会計年度の予算を作成し、 生徒議会の議決、総会の承認を得なければ ならない。会計年度は毎年4月1日より翌 年3月31日までとする。

第8章 委員 会

第23条 本会の目的達成を円滑にするため委員会をおく。委員会の種類,構成及び任務については規則で別にこれを定める。

第9章 顧問

第24条 本会には顧問教師をおく。顧問の教 師は本会の活動に対して助言勧告を行う。

第10章 最高決定権

第25条 学校長は生徒会のいかなる問題に対 しても最高決定権を保有する。

第11章 弔慰規定

会員の死亡事故等急を要する場合は、事 後生徒議会の承諾をうけることもある。

第12章 改 正

第27条 本会則の改正は,全学級委員の3分の1以上の賛成で議会がこれを承認し,総会に提案してその過半数の賛成を必要とする。

第13章 附 則

第28条 本会則は昭和57年4月1日より施行する。

第29条 本会則は令和2年2月7日より改訂。

第30条 本会則は令和3年4月1日より改訂。

第31条 本会則は令和4年4月1日より改訂。

生徒会役員選挙規則

- 第1条 本選挙規則は大府北中生徒会役員選 挙規則と称し会員の精神に基づき本会役員 選挙が公正に行われることを目的とする。
- 第2条 選挙は全校生徒の直接選挙とする。 但し前期役員選挙には3年生は参加しない ものとする。
- 第3条 選挙管理委員会は選挙に関する一切 の事を管理し下記の仕事を行う。
 - (1) 選挙の公示
 - (2) 選挙人名簿の作成
 - (3) 立候補者の監督承認
 - (4) 立候補者の氏名発表
 - (5) 選挙運動の指示及び諸注意
 - (6) 立会演説会の運営
 - (7) 投票並に開票の管理運営
 - (8) その他選挙に関する件
- 第4条 選挙管理委員は各学級1名で組織する。
- 第5条 選挙管理委員会の任期は次期委員が 選出されるまでとする。
- 第6条 選挙管理委員会は選挙管理委員長1

名と同副委員長2名を互選する。

- 第7条 選挙管理委員が生徒会役員に立候補 する場合はその学級で代わりを補充する。
- 第8条 本会役員の任期満了による選挙は原則として役員の任期が終わる日までに行う。
- 第9条 立候補は大府北中学校で必要な手続 きをした者を原則とする。
- 第10条 自ら立候補しようとする者は公示から受付終了日までに立候補届出用紙を提出 しなければならない。
- 第11条 選挙管理委員会が不正なく,必要な 記入事項が満足していると認めた時にその 候補は正式に立候補者となる。
- 第12条 選挙運動とは選挙管理委員会が定め る立候補者名と立候補者の施政方針等の宣 伝及び投票の依頼を目的とした一切の行為 をいう。
- 第13条 各候補は正式に立候補者と認められ た日より投票日前日まで選挙運動を行う権 利を有する。
- 第14条 本校外における一切の選挙運動を禁止する。

第15条

- (1) 選挙管理委員はその任期中,選挙運動 を行うことができない。
- (2) 生徒会役員はその任期中,その地位を 利用して選挙運動を行うことができない。
- 第16条 選挙運動の為の運動員の規定並びに 文書,図画,ポスター,たすき,腕章等規 格使用については選挙管理委員会の別の定 めに従って行うことができる。
- 第17条 立会演説会は選挙管理委員会の管理 下において義務制として行われる。
- 第18条 選挙管理委員会は選挙運動において 違反を犯す恐れがあると認めた場合ただち に警告を与えなければならない。

第19条

- (1) 投票は無記名投票とする。
 - (2) 選挙人は選挙管理委員会の定める投票 用紙に指示されたとおりに記入して投票 する。
- 第20条 投票の効力は選挙管理委員会が決定 する。
- 第21条 次の投票は無効とする。
 - (ア) 正規の投票用紙を用いない場合

- (イ) 1投票中に2名以上の記名がある場合
- (ウ) 選挙管理委員会の定める記号, 記名以外を記入したもの。
- (エ) だれに投票したか確認しがたいもの。
- 第22条 開票は投票終了後すみやかに選挙管 理委員会が開票所にて行う。
- 第23条 選挙所内に選挙管理委員, 開票立会 人(顧問の先生)以外のものは入ることが 出来ない。
- 第24条 当選人の票決は有効投票の最多数の 者とする。
- 第25条 選挙の結果は学校長の承認をえて選 挙管理委員長が全会員に公表する。
- 第26条 本選挙規則に対する修正は全学級委員の3分の1以上の賛成で可決成立するものとする。
- 第27条 本選挙規則は昭和58年4月1日より 施行する。
- 第28条 本選挙規則は令和2年2月7日より 改訂。
- 第29条 本選挙規則は令和3年4月1日より改訂。
- 第30条 本選挙規則は令和4年4月1日より

改訂。

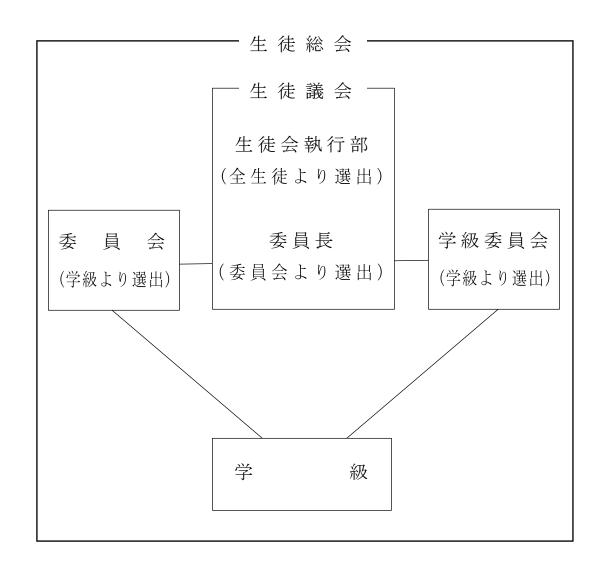
委 員 会 規 定

- 1. 委員会は原則として月1回定期的に顧問の先生出席のもとに開かれるほか, 臨時に開くことができる。
- 2. 委員会の決定事項は原則として生徒議会の決議を経て実施される。
- 3.各委員会には委員長,副委員長を設ける。 委員長,副委員長の選出は委員の互選によ る。
- 4. 各委員会の役割は次の通りである。
 - ○学級委員会学級の中心となり、学年運営に携わる。
 - ○生活委員会規律の維持,向上のための活動をする。
 - ○代表委員会学年・学校の行事の企画・運営をする。
 - ○運動委員会体育的行事への協力,及び生徒の体力向上のための活動をする。
 - ○美化委員会校地,校舎の整備・美化に努め,生活し

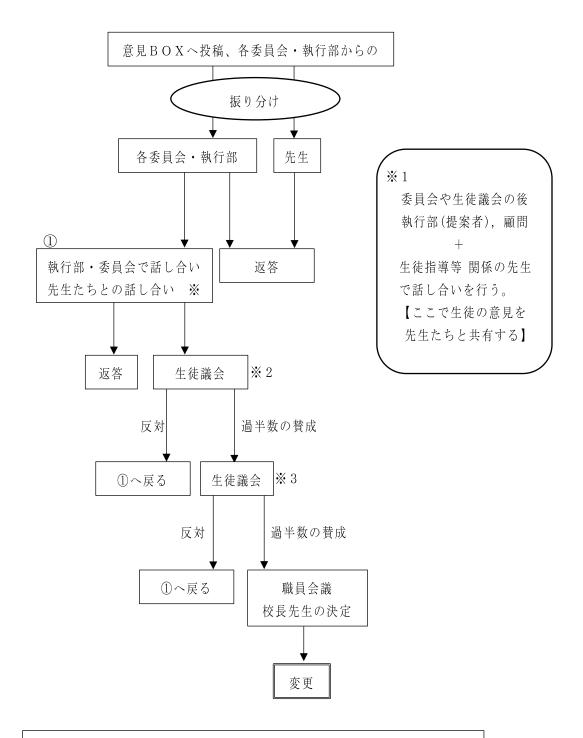
やすい環境をつくるための活動をする。

- ○保健委員会学校保健,安全,衛生に関する活動を行う。
- ○給食委員会給食に関する調査統計,衛生管理などを 行う。
- ○図書委員会図書館の運営、図書の貸し出しなどの活動を行う。
- ○放送委員会学校放送の企画や運営を行う。
- ○ボランティア委員会校内外のボランティア・福祉活動・国際理解の企画・運営を行う。
- ○緑化委員会 校内緑化・環境問題への取り組みを行う。
- ○資源委員会資源の回収・ゴミ削減への取り組みを行う。
- ※ 委員会は新設, 統廃合をすることがあ る。

大府北中生徒会組織



生徒会会則 改定の流れ



- ※2 委員長の4分の1以上の要求があれば臨時で開くことができる。
- ※3 全校生徒の3分の1以上の要求があれば臨時で開くことができる。

生 徒 心 得

多くの人間が集まる社会には,当然ルールがあります。これは,人々が安全に,気持ちよく生活するためのものです。ルールは人を守っているのです。

学校という社会の一員であるという自覚の もと、この社会の向上のため、そして自分自 身のためにしっかりルールを守りましょう。

1. 学校生活

互いの人格を尊重し合い,秩序を守り, すばらしい学校生活を送ろう。

- 社会的に許されない行為は絶対にしない。
- ・人や集団に迷惑をかけてしまう行為
- ・法に反する行為
- 自己や集団を高める努力をしよう。

1 所持品

- 持ち物には全て記名しておく。
- ・学習に不要な物は持ってこない。 (スマホ等電子機器,雑誌,お菓子など)

2 金 銭

・不必要なお金は持ってこない。やむを えず持ってきてしまった場合は担任の 先生にすみやかに預ける。

3 公共物

- ・学校の物,施設を使用する場合は,必ず先生の許可を得る。使用後は責任を もって元の所に返す。
- ・破損しないように注意して使用する。 誤って破損してしまった場合は,先生 に申し出て指示に従う。

4 保健室

- ・保健室を使用したい場合は、保健委員 の付き添いのもと、職員室に行き、先 生の指示を受ける。
- ・手当ては応急処置のみとする。また保 健室での休養は原則1時間を限度とす る。

5 体育館

・集会など多くの生徒が集まったとき は,静粛にし,場に応じた行動をとる。

6 特別教室

・許可を得てから入室し、それぞれの教室の規則に従う。

7 登下校

- ・荷物を整理し、8時15分までに着席する。
- ・登下校は制服着用を原則とする。
- ※体育の授業や行事、部活動の練習に関 わる登下校の際は、体操服を認める。
- ・下校時刻をきちんと守る。やむをえず 残る場合は、必ず先生の許可を得る。

8 授 業

・始業の合図までに着席する。

9 清 掃

・自分の責任のもと、分担箇所を協力し て無言で行う。

10 その他

- ・放送は静かに聞く。
- ベランダには出ない。

2. 校外生活

北中生,地域住民としての誇りと責任をもって行動しよう。

- 社会的に許されない行為はしない。
 - ・法に反する行為
 - ・他の人に迷惑をかける行為
- さわやかで中学生らしい生活に努めよう。
- 1 中学生らしい服装を心がけよう。
- 2 外出の際は、行き先、帰宅時間、同伴者 を家の人に伝えておこう。
- 3 原則外泊はしない。
- 4 夜間の外出は控える。
- 5 交通規則,マナーをしっかり守り,自分 や他の人の安全に気をつける。
- 6 危険な遊び、危険場所に立ち入ることはしない。
- 7 自分や家族に事故などの緊急事態が起き た場合は、110番あるいは119番をし、その 後学校に連絡する。

服装 · 頭髮規定

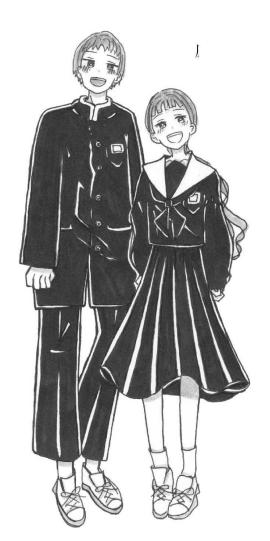
*冬夏とも標準学生服マーク付きの物を着用し、中学生活にふさわしい身だしなみに努める。

【冬服】

(男子)制服の下はカッターシャツ

上着すそ裏に マーク ベルトを着用

名札は, 左ポケットにつける。 もしくは首から 吊り下げる。



(女子)

冬服は紺、 襟カバーの 着用は自由

リボンはえんじ 色で見える部分 の長さが15cm

スカート丈は ひざが隠れる 長さ

【夏 服】

(男子)開襟シャツまたはカッターシャツ

ベルトは男女とも 革・布製の黒・茶・ 紺の無地

(男女)

制服の下の肌着については無地で白・黒・紺・灰色など華美でないもの

体操服半袖も可

名札は, 左ポケットにつける。もしくは首から吊り下げる。



中学生らしさってはんだろう?

【新制服】



- スラックス・スカートは 選択自由。
- リボン・ネクタイは選択 自由。ブレザーを着用し ない時には着装しなくて もよい。
- ブレザーのボタンは閉めて着用する。(左前・右前はどちらでもよい)ブレザーは気候に合わせて脱ぎ着してもよい。
- ・ブレザーの下は白色無地のカッターシャツ。
- 指定のポロシャツの着用 も可。ポロシャツはスラ ックス・スカートの中に しまわなくてもよい。 ポロシャツの上にブレザ ーは不可。
- 名札は左ポケットにつける。もしくは首から吊り下げる。

【体操服】(男女兼用)

- * 下の絵のような体操服ならびにジャージ・ハーフパンツを着用している。全て男女兼用。
- * 体操服・ジャージ等全てに刺繍で名字を漢字で入れることになっている。
- * 裏面にネームラベルが貼ってあるので、そこにフルネームで名前 を書く。
- *裾が長い場合は内側に折り縫いつける。

左腰に刺繍で 名字を入れる



【頭髮】

- ・前髪は目にかからない。
- ・前髪が目にかからない場合は、ピンでとめる。
- ・髪が肩につく長さの場合はしばる。(耳より下の位置でしばること)
- ・ゴムの色は黒、茶、紺色のものを使用する。
- ・パーマ, 染色をしない。
- ・技巧をこらした髪型,極端な髪型にしない。
- ・整髪料を使用しない。

【くつ・くつ下】

- ・くつは白・黒色を基調とした運動のできるもの
- ・上履きは学年カラーの規定のスリッパ
- ・くつ下は長すぎず短すぎず,白・黒・紺・ 灰色でワンポイント可(くるぶしソック スや派手なワンポイントは禁止)

【その他】

1 カバン

市内の中学校規定用品販売店で販売されている「推奨バッグ」、または、「ロッカーに入りきるサイズ(横40cm×縦25cm×奥行き40cmまで)で、両肩で背負えるもの」とする。学校生活にふさわしいものであれば、色や形の指定はなし。補助カバンは黄色のナップサックとする。

2 制服の下

学ぶ場にふさわしい服装を着用する。 白のカッターシャツ。トレーナーや セーター,カーディガンの着用は認めるが 華美でないものとする。

ホックをはめることができる、袖のボタンがとめられるなど制服をきちんと着用できる物。

※タートルネックやフードのついた衣類は 禁止とする。

3 雨 具

傘は高価ではなく、使いやすい物を使用する。自転車通学者は安全のため必ずカッパを着用する。必ず記名をすること。

4 防寒用具

防寒着,手袋,マフラー,タイツなどを 以下のように着用しても良い。

○期間

衣替え期間は設けないため、個人の判断 に委ねる。

○色・形

以下の点について各自で考えて着用する こと。

- ・派手でないもの
- ・制服着用にふさわしい物
- ・安全面などの機能性
- 価格

5 衣 替 え

衣替え期間は設定しない。各自で気候や体調を考え,夏服,冬服いずれかを着用する。

※入学式・合唱祭・卒業式は冬服とする。 (この三つの行事についてはエリカバーを 必ず外す。)

6 その他

- ・日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリームなど、体質によって使用が必要な場合は担任に申し出る。
- ・病気など特別な事情のため服装頭髪規定が 守れない場合は担任の先生に申し出る。

通学規定

在住の者で下に記す地区から通学する者については,申請により自転車通学を許可する。 自転車通学許可地域

- 共和町(きょうわまち)
- · 共和町四丁目 · 七丁目
- · 共栄町一丁目 · 二丁目
- ・共西町一丁目・四丁目・五丁目・六丁目
- 横根町
- · 梶田町一丁目 · 二丁目 · 三丁目 · 四丁目
- 北崎町

Ⅰ. 自転車通学者に対する諸規定

- (1) 自転車通学者は必ずヘルメットを正し く着用する。(あごひもをしっかりしめる) ヘルメットの形状,色は問わない。
 - ※転倒時の衝撃から、頭部を守るという 目的に沿ったものを使う。
- (2) 通学については,交通ルール,マナー をしっかり守り,安全に通学する。
- (3) 学校周辺で下車し、校内では乗らない。
- (4) 特定の箇所(人道橋など)については,

自転車から降りて通行する。

自転車を降りる箇所

- 人道橋(共和駅)
- ・共和駅東側の横断歩道
- ・順和病院前の横断歩道
- ・東新コート前の横断歩道
- ・マックスバリューへの道 (下校時)
- (5) 自転車は通学に適したもので、次の事項を完備したものであることとする。

自転車規定

- ・ドロップハンドル,アップハンドル, ストレートハンドルは使用しない。
- ・通学許可証 (シール), 氏名の記入, ベル, ブレーキ, 前照燈, 反射鏡, 荷台, 防犯登録等を完備する。(その 他通学に不要なものはつけない。)
- ・両足が地面に着くこと。
- ・一本スタンドは禁止。
- (6) 自転車は、各学級に指定された置場に 整とんして置く。
- (7) 全道路すべて一列通行とし,交差点では,一旦停止をする。
- (8) ふざけて乗る,手ばなし運転や二人乗

- り、ノーヘルは厳禁とする。
- (9) スピードはひかえめにし、歩行者に十分注意して通行する。
- (10) 通学用カバンは後ろの荷台にひもでしばることを推奨。
- (11) デイバッグは背負う。
- (12) 信号機のある所では右折は二段階右折で通行する。

Ⅱ. 徒歩通学者に対する諸規定

- (1) 安全な道を利用して登下校し、特別な場合は担任に必ず届け出る。
- (2) 通学時には広がらずに右側を通行する。 危険な場合は全道路一列とする。
- (3) 通行に際しては、交通マナー、ルールをしっかり守る。
- (4) 横断に際しては、信号機のある場所は 信号機を、横断歩道のある場所は横断歩 道を利用する。(少しぐらい遠くなって も)
- (5) JR 線路より西の生徒は, 共和駅の改札 前階段か各所の踏み切りを通って登下校 する。

Ⅲ. 違反の処置

- ・自転車通学者の違反
 二人乗り,二列並進,右側通行,信号無視,一時停止無視,ヘルメット不着用,無確認横断,通学路違反,その他不適当な乗り方。
- ・処分は担当の先生より指示がある。
- ・自転車の無断通学は,自転車を学校で 保管する。

部 活 動 規 定

1.部活動の種類

美術・吹奏楽・コンピュータ・生活 陸上・弓道・野球・剣道・柔道・卓球 バレー (女)・ソフトボール (女) バスケット・バドミントン・ソフトテニス サッカー

2. 活動時間

- (1) 各部の計画に従って、授業後、休日に活動することができる。
- (2) 授業後の活動終了時間は最終下校時刻 15分前とする。詳細は季節により定める。 (P.30参照)
- (3) テスト週間は、原則として初日から活動を中止する。
- (4) 顧問付添のもとで活動する。

月別部活動終了時刻と 最終下校時刻

月	部活動終了時刻	最終下校時刻
4 ~ 9	17:15	1 7 : 3 0
1 0	16:45	1 7 : 0 0
11~ 1	16:15	16:30
2	16:45	17:00
3	17:15	1 7 : 3 0

緊急時における生徒の登下校

〈異常気象〉

- 1. 登校する以前に大府市に暴風警報・暴風 雪警報・特別警報が発令されている場合は、 次のようにする。
 - (1) 午前6時30分までに警報が解除された 場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 午前 6 時 3 0 分までに警報が解除されて いない場合は、休校とする。
 - (3) 上記の(1)の場合に交通機関の故障,道路・橋の破壊・河川の増水等で登校が危険な場合は,登校する必要はない。
- 2. 教育委員会の指令で出校停止の場合は, 登校しなくてもよい。
- 3. 在校中に「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が発令された場合は、原則として授業や部活動を直ちに中止し、教師の指導のもと下校する。ただし発令が下校中の場合は、そのまま下校する。

- 4. 警報が発令されなくても「危険」と判断 したら、無理をして登校しないで、家で待 機し、その旨学校へ電話で連絡する。
- 5. 登下校中, 危険な箇所がある時は迂回するか, 家または学校へ引き返す。

〈地 震〉

- 1. 情報の主な確認方法
 - ・テレビ, ラジオ
 - 防災無線
- 2. 情報等が発表された場合, 地震が発生した場合の対応
 - (1) 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

原則通常通りの授業を実施する。対応 については、教育委員会、校長会長との 協議の上、決定する。

(2) 震度5以上の大地震が発生した場合

生徒の所在	対 応
登 校 前	・自宅待機または避難広場への避難等, 家族で打ち合わせた方法にしたがっ
	て行動する。
	・危険と思われる箇所があるときは、回
登下校中	り道をして自宅または学校、避難広場
	等へ避難する。

・すべての活動を中止して、教師の指示で晴雨にかかわらず、グラウンドへ避難する。
 ・生徒はグラウンドで待機する。
 ・全校生徒を保護者等へ引き渡し、下校する。
 ・引き取り人が来校するまで、生徒は学校待機とする。

週の計画及び日課表

0			1 ,	· ·	- H*		/#: + /
5 0分 4 5分	月	5 0分 4 5分	火	水	木	金	備考
8:15		8:15					始業 8:10
0.10				読書タイム		読書タイム	wk E I - A -
	読書タイム		読書タイム	読書タイム フッカ物洗口	読書タイム	校長講和	
8:30		8:30				表彰	火・木
8:40	S T	8:40		S	Т		8:20~8:30
8:50 8:50		8:50 8:50		l	l		
			0	1.0	1.0	0.4	
1	1	(1)	6	12	18	24	総時間数29時間
9:40 9:35		9:40 9:35					1/2: 3 M 3/2 = 0 : 3 M
9:50 9:45		9:50 9:45					
	2		7	13	19	25	
2		2	· ·		10		
10:40 10:30		10:40 10:30				İ	行事前等の特別
10:50 10:40		10:50 10:40				İ	なときは、別に優
3	3	3	8	14	20	26	先時間帯を一定
11:40 11:25		11:40 11:25					時間設定する。
11:50 11:35		11:50 11:35					
11.00 11.00		11.00 11.00					
4	4	4	9	15	21	27	
12:40 12:20		12:40 12:20					
							休憩 (15)
	給食			給	食		13:20~13:35
13:20 13:00		13:20 13:00		1			
13:40 13:20		13:40 13:20					
	_		1.0	1.6	9.0	9.0	
5	5	5	10	16	22	28	
14:30 14:05		14:30 14:05					
	清 掃	14:40 14:15					
14:45 14:20		6	11	17 23年	23	29 総合	
14.55 14.00	S T	_		総合	~	vr H	
14:55 14:30	時差下校	15:30 15:00					
	3年2年	15:45 15:15	清掃	ST	清掃	ST	部活動
	1 年	10.40 10.10	0.77		0.7		^{пп б 助} S T 終了 10 分後
	諸会議	15:55 15:25	ST		ST		
		10.00 10.20					休憩 (30)
							15:55~16:25
							終業 16:40

諸 届

- 1. 遅刻, 欠席等は, Home & School に連絡する。
- 2. 感染症にかかった時は、学校へ連絡して休む。
- 3. 弔事の場合は次の日数により忌引扱いをすることができる。

父母7日間 兄弟姉妹 3日間祖父母 3日間 伯叔父母 1日間曾祖父母 1日間

- 4. アルバイトは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情でアルバイトをする場合は、担任に届け出る。
- 5. 身分証明書を紛失した場合は,担任に届け出る。
 - ※それぞれの届出は保護者が必ず記入する こと。

いじめ、不登校、虐待、非行問題…一人で悩まないで相談しましょう!

24時間子供SOSダイヤル (毎日24時間)

なやみいおう

全国共通ダイヤル TEL O120-0-78310

(PHS, IP 電話はつながりません)

- ○いじめ・不登校相談窓口〔県教育事務所〕知 多 TEL 0569-21-0900(月~金 9:00~16:00)
- ○教育相談室〔愛知県総合教育センター〕TEL 0561-38-2217(月~金 9:00~17:00,祝日・年末年始を除く)
- ○こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕 青少年と保護者対象の教育相談です。TEL 052-261-9671 (年末年始を除く毎日 10:00~22:00)
- ○知多福祉相談センターTEL 0569-22-3939(月~金 8:45~17:30祝日および 12/29~1/3 を除く)

次のところでも悩みの相談ができます。

- ○ヤングテレホン「愛知県警察本部〕 TEL 052-764-1611 (月~金 $9:00\sim17:00$)
- ○子どもの人権 110 番 [名古屋法務局] TEL 0120 - 007 - 110 (月~金 $8:30 \sim 17:15$)
- ○子ども・家庭 110 番〔愛知県児童相談センター〕 TEL 052 - 953 - 4152(一年を通して毎日 9:00~17:00)
- ○少年悩みごと相談 [名古屋市子ども青少年局少年センター] TEL 052-961-2544 (月~金 9:00~16:30) メール: shonen@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
- ○いのちの電話 [社会福祉法人愛知いのちの電話協会] TEL 052-931-4343 (一年を通して毎日24時間) TEL 0120 - 783 - 556(16:00~21:00/毎月 10 日は 24 時間)

☆各学校にも相談窓口があります

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本 人だけでなくご家族の方も相談できます。

※相談の日時は各学校にお問い合わせください。

☆大府市教育委員会やレインボーハウス(教育支 援センター) でも相談に応じています

- 大府市教育委員会学校教育課 TEL 0562-46-3332
- ○レインボーハウスTEL 0562-44-9400月~金 (祝日休み) 9:00~17:00

※詳しくは大府市教育委員会にお尋ねください。